

令和4年度

兵庫県政に
対する要望書

令和3年7月

西宮市

《目 次》

1. 二級河川武庫川治水事業の促進及び西宮南部地域の総合的な治水対策の 促進並びに南海トラフ巨大地震や高潮に備えた海岸保全施設の安全性向上 について	1
2. 名神湾岸連絡線の整備について.....	2
3. 医療的ケア児への支援について.....	3
4. 国民健康保険における財政支援の強化・拡充について	4
5. 在日外国人の無年金者等の救済について	5
6. 乳幼児等・こども医療費助成制度の充実について	6
7. 災害援護資金貸付金の償還について	7
8. 一般国道 176 号「名塩道路」の整備について	8
9. 一般県道生瀬門戸荘線「宝生ヶ丘地区」の整備について	9
10. 社会資本整備総合交付金等の確保及び拡充について	10
11. 消防防災施設整備費補助金の補助対象事業の拡充及び補助基準額の見直し について	11
12. 下水道施設の改築への国費負担の継続及び改築事業予算の確保について	12
13. 栄養教諭の定数配置の拡充について	13
14. 特別な配慮を要する児童・生徒の支援に係る教職員などの配置について	14

1. 二級河川武庫川治水事業の促進及び西宮南部地域の総合的な治水対策の促進並びに南海トラフ巨大地震や高潮に備えた海岸保全施設の安全性向上について

[課 題]

阪神間の市街地を貫流する武庫川は、沿川住民にとって利水面及び環境面において重要な役割を果たしていますが、治水に関しては大きな不安要因があります。

県においては、平成 23 年には総合治水を取り入れた武庫川水系河川整備計画を策定し、令和 12 年を目標とした河川整備に努めていただいています。しかしながら、気候変動の影響が顕在化している現在、全国各地で河川整備の目標を上回る降雨により甚大な洪水被害が発生しています。このような状況に鑑みると、早急な治水対策が必須となっています。

また、津門川をはじめとする西宮南部を流れる他の二級河川においても、治水安全度向上への早期対策に加え、総合的な治水対策の促進が喫緊の課題となっています。

さらに、本市の臨海部では、新川・東川の両排水機場の老朽化に対する不安がある中、南海トラフ巨大地震対策、台風による高潮・高波対策などの早急かつ確実な実施が求められています。海岸保全施設の背後地には多くの人家が連坦していることから、対策を早急に講じて海岸保全施設の安全対策を一層強化するよう求められています。

[要 望]

- (1) 武庫川水系河川整備計画に基づく治水対策事業を着実に進めていただき、更なる治水安全度の向上を要望いたします。
- (2) 本市中心市街地である阪急西宮北口駅周辺地域の治水対策として、津門川における地下貯留管の早期完成を要望いたします。
- (3) 発生が危惧されている南海トラフ巨大地震の津波災害等に対する市民の安全と安心を確保するため、津波防災インフラ整備計画に基づいて実施中である新川水門及び新川・東川統合排水機場整備、防潮堤沈下対策に加えて、再度災害防止の観点からの新たな高潮対策を進めていただき、海岸保全施設の安全対策をより一層強化していただきますよう要望いたします。あわせて、市民に対して事業に係る周知を引き続き丁寧に行っていただくとともに、県が進める津波、高潮対策等に関する最新情報の提供を要望いたします。

[所管課] 総務局 危機管理室 災害対策課
土木局 土木総括室 土木総務課
道路部 水路治水課

2. 名神湾岸連絡線の整備について

[課題]

名神湾岸連絡線は、阪神・神戸地域の慢性的な渋滞の解消や国道 43 号の沿道環境の改善に資するとともに、本市臨海部の交通問題の解決や沿道環境の改善のために必要な道路と考えており、既に着工している大阪湾岸道路西伸部に遅れることなく整備が図られるよう期待しております。一方、当該道路は、市街地と海上を横切る長大な高架構造となる計画であり、事業実施による生活環境への影響は大きいと考えております。

[要望]

名神湾岸連絡線は、令和 3 年度に直轄事業として新規事業化されました。市としても、地元自治会や臨海部の事業所など地域関係者との調整に、引き続き協力してまいりますので、以下の事項についてご配慮をお願いいたします。また、県におかれましては、市とともに国への働きかけをお願いいたします。

- (1) 大阪湾岸道路西伸部に遅れることなく名神湾岸連絡線を開通していただくよう、国に対して要望いたします。
- (2) 事業を円滑に進めるために、地域関係者に丁寧に説明を行い、理解と協力を得るための取組を実施していただくよう、国に対して要望いたします。
- (3) 当該道路は、市街地及び海辺を横断する長大な高架構造物であり、周辺的环境への影響が非常に大きいことから、景観や清酒造りに不可欠な宮水への対応を含め、環境影響評価書に記載されている環境保全措置を着実に実施することに加え、実行可能なより良い技術・対策を導入して環境影響を低減いただくよう、国に対して要望いたします。
- (4) 西宮浜では移転対象となる企業等が多数生じることから、当該道路等の整備による阪神高速 5 号湾岸線沿いの地域の企業立地条件の向上も考慮しつつ、移転企業のあり方検討についての国、県のお力添えを要望いたします。

[所管課] 政策局 都市計画部 都市計画課
都市デザイン課

3. 医療的ケア児への支援について

[課 題]

医療技術の進歩により医療的ケア児が増加し、その心身の状況に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑みて、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年6月に制定されました。

本市においても医療的ケアが必要な幼児児童生徒は増加傾向であり、市立特別支援学校等への看護師を配置するための経費が年々増加しています。

国においては、教育支援体制整備事業（切れ目ない支援体制充実事業）を実施されていますが、補助率が3分の1と低率であり、市の財政負担が年々大きくなっています。

[要 望]

国におかれましては、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえて、事業を継続的に実施していくために、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制充実事業）について、十分な予算の確保と補助率を引き上げていただきますよう要望いたします。

[所管課] 財務局 財務総括室 財政課
教育委員会 学校教育部 特別支援教育課

4. 国民健康保険における財政支援の強化・拡充について

[課 題]

平成 30 年度から国民健康保険の財政運営の責任は都道府県に移り、都道府県単位で財政基盤の安定化を図ることとなっておりますが、高齢、低所得の被保険者が比較的多い国民健康保険の構造的な問題による脆弱な財政基盤が解消されるわけではなく、一般会計からの法定外繰入や繰上充用を実施する市町村は少なくありません。

都道府県単位化に際し保険料率の大幅な変動が生じることのないよう、一般会計繰入や基金の取り崩しにより、その影響を緩和しております。一方で、一人当たり医療費が伸びている中、一般会計繰入を赤字と捉え、これを解消することが求められています。今後、保険料率を継続的あるいは一時集中的に引き上げることは、現下の社会情勢において、被保険者の大きな負担となります。

また、国民健康保険は、制度創設から我が国の国民皆保険制度の中核をなすものですが、国民健康保険における均等割保険料は、被保険者一人ひとりにかかるものであるため、子どもが多い世帯においては保険料の負担が大きくなります。これは国において推進される子育て施策の方向とも相入れないものであります。

[要 望]

都道府県単位化により財政基盤の安定化を図っていますが、保険給付に要する費用等に係る国庫負担割合の引き上げなど財政基盤の拡充・強化について、国の責任と負担により、実効力のある措置を図っていただくよう強く要望いたします。

また、子どもに係る均等割保険料については目下のところ、令和 4 年度より未就学児に係る均等割保険料について、その 5 割を公費により軽減することとなっておりますが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、更なる軽減対象の拡充を要望いたします。

[所管課] 市民局 市民部 国民健康保険課

5. 在日外国人の無年金者等の救済について

[課 題]

在日外国人については、昭和 57 年 1 月 1 日難民条約関係整備法の施行に伴い、国籍要件が撤廃されて国民年金の適用対象とされ、さらに昭和 61 年度の制度改正により、昭和 57 年 1 月 1 日前の期間を年金受給資格の合算対象期間とするなどの改善が図られました。しかしながら、大正 15 年 4 月 1 日以前生まれの外国人高齢者や、昭和 57 年 1 月 1 日前に 20 歳に達しており同日前に障害の初診日がある外国人障害者については、老齢基礎年金や障害基礎年金及び特別障害給付金の制度的支給対象者となっていない状況があります。

在日外国人等の制度的無年金問題については、生活に関わる重要課題のため、福祉的措置として、県と市で協調して外国籍高齢者・障害者等福祉給付金を支給しています。障害者等福祉給付金について、本市では、平成 20 年度より障害基礎年金の対象者に含まれることの多い中度障害者(身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B1 判定、精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者)も支給対象者とする制度に改正していますが、県は、未だ中度障害者を支給対象者としていません。さらに、本市においては、平成 22 年度より給付金についても老齢福祉年金、障害基礎年金に倣った併給を実施しており、県においても、同様の併給を実施されることが望まれます。

[要 望]

国においては、平成 17 年 4 月に 「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」が施行され、その法律の附則第 2 条に、在日外国人の無年金障害者だけでなくその他の無年金障害者に対しても所要の検討を行うことなどが明記されていますが、未だ救済措置が講じられていません。

については、法附則第 2 条に規定されている趣旨を踏まえ、在日外国人の制度的無年金障害者に対しても、早急に特別障害給付金制度と同様の給付金制度を創設されるよう強く要望いたします。併せて、在日外国人の制度的無年金高齢者についても、救済措置を講じられるよう要望いたします。

県においては、兵庫県無年金外国籍障害者等福祉給付金について、中度障害者も支給対象とする制度に拡充されること、さらに、兵庫県無年金外国籍高齢者・障害者等福祉給付金について、国民年金制度に倣った併給を実施されることを要望いたします。

[所管課] 市民局 市民部 医療年金課

6. 乳幼児等・こども医療費助成制度の充実について

[課 題]

子供の健全な成長を確保し、子育て家庭の経済的負担を軽減する子供の医療費助成制度は全国の地方公共団体で実施されていますが、地方公共団体間で認定基準や助成範囲が異なり、住む地域によってサービスに格差が生じています。

[要 望]

国においては、自治体間の格差を是正し、全ての国民が安心して子供を産み育てられる環境の実現のため、子供の医療費を無償化する制度を国の制度として創設することを要望いたします。

また、国の制度が創設されるまでの間、県においては、「こども医療費助成事業」での一部負担金等の制度内容について「乳幼児等医療費助成事業」と同じ制度内容とするよう要望いたします。

[所管課] 市民局 市民部 医療年金課

7. 災害援護資金貸付金の償還について

[課 題]

阪神・淡路大震災に伴う災害援護資金の県への償還履行期限時には、いまだ多数の未償還者が存在する見込であり、最終の未償還額に対する財政負担は、市が100%となっており、市が全額負担するのは厳しすぎます。市から県への償還は借受人等から現に償還があった額に限定することを要望いたします。

また、地方自治法施行令による免除の取扱いにおいて、国と自治体の免除基準の解釈に相違があり、市が免除したものの一部で国に免除が認められていないものがあります。これらの県への償還については、市が全額負担することとなっていますが、一定の合意に基づき県下統一基準を設けて免除を行った当時の経緯も踏まえて、県においても市の財政負担の軽減について対策を講じられることを要望いたします。

[要 望]

- (1) 被災市町から県への償還は借受人等から現に償還があった額に限定することを要望いたします。
- (2) 地方自治法施行令による免除のうち国に免除が認められないものは、県も市の財政負担の軽減について対策を講じることを要望いたします。

[所管課] 健康福祉局 福祉総括室 福祉総務課

8. 一般国道 176 号「名塩道路」の整備について

[課 題]

一般国道 176 号「名塩道路（計画延長 10.6 k m）」は、国土交通省の直轄事業として、交通渋滞の解消や、安全確保等を目的に整備が進められております。

現在、約 68%にあたる 7.2 k mが供用されておりますが、名塩道路全線の早期完成が課題となっております。

[要 望]

令和 3 年 4 月、「生瀬地区」について令和 8 年春の開通見込みが公表されました。

今後は、異常気象時通行規制区間である「生瀬地区」の早期完成と、「東久保地区」の開通見込みの公表及び早期完成について要望いたします。

[所管課] 土木局 道路部 道路建設課

9. 一般県道生瀬門戸荘線「宝生ヶ丘地区」の整備について

[課 題]

当該道路は、JR 宝塚駅・阪急宝塚駅周辺の幹線道路の迂回路として交通量が多い道路です。しかしながら、道路幅員の狭小区間があり、車両の離合が困難な事に併せ、安全な歩行者空間の確保が出来ていない状況にあります。

沿道地域や利用者からは、当該区間の早期整備を強く望まれております。

[要 望]

平成 29 年度より事業着手し、平成 30 年度より用地交渉、令和 2 年度より一部工事に着手していただいておりますが、地域住民より避難時道路の確保など、毎年、道路整備に関する要望が寄せられております。

令和 4 年度末の完成に向け事業が進められていますが、沿道地域の安全・円滑な交通確保を図るため、当該区間の道路拡幅・歩道整備の早期完成を要望いたします。

[所管課] 土木局 道路部 道路建設課

10. 社会資本整備総合交付金等の確保及び拡充について

[課 題]

市が所管する道路・公園施設等は年々老朽化が進み、特に1970年代に集中して建設・整備された施設が、一斉に対策が必要な状況となっております。また、市民が安全で快適に移動するためには、歩道の整備やバリアフリー化をはじめ、自転車通行空間の整備、無電柱化、踏切道の改良など、道路環境の改善を進める必要があります。

近年、道路分野では、道路メンテナンス事業や踏切道改良計画事業など、各種の個別補助制度が創設され、重点的に財政支援をいただいておりますが、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の交付額は、要望額に対し、十分な国費が配分されておらず、円滑な事業実施のためには、事業費の確保が課題となっております。

[要 望]

西宮市では、社会資本整備総合交付金等により、街路事業、街路空間の再構築事業、歩道整備等の交通安全対策事業などを実施しております。

これらの事業は、市民が安心して暮らせる安全なまちづくりに必要不可欠であり、継続的に安定した事業費の確保を必要としておりますので、社会資本整備総合交付金等の十分な配分を要望いたします。

また、道路施設等の公共施設の老朽化対策について、国庫補助適用対象の拡大など、財政支援の拡充を要望いたします。

[所管課] 土木局 道路部 道路建設課

1 1. 消防防災施設整備費補助金の補助対象事業の拡充及び補助基準額の見直しについて

[課 題]

災害の多種多様化、自然災害の大規模化などにより今後も一層、消防需要の増加が見込まれるとともに、南海トラフ地震の発生確率も高まっているため、老朽化が進む消防庁舎及び消防団車庫の計画的な建替え等を進めていかなければなりません。しかし、一自治体の財政負担が非常に大きいことから、財源確保が課題となっています。

また、大規模災害発生時に断水が生じた際、防火水槽は消火活動上、貴重な水源となりますが、設置から 50 年が経過し老朽化が進行している防火水槽が増加しています。防火水槽の躯体であるコンクリートの耐用年数は、一般的に 50 年とされており、特に道路下に設置されている防火水槽については、崩落等の重大事故に繋がりがねないことから、早期に補強等工事が必要です。

[要 望]

事業期間が令和 2 年度までとされていた緊急防災・減災事業債（地方債充当率 100%、交付税算入率 70%）が令和 7 年度まで 5 年間延長されたことにより、消防団車庫については、一定基準のもとであれば同事業債の適用が可能です。しかし、消防庁舎については、適用の対象が限定されているため、柔軟に活用できない状況です。このことから、消防防災施設整備費補助金の補助対象外である消防庁舎及び消防団車庫の建替え等について、対象事業とするよう、国に働きかけることを強く要望いたします。

また、新規整備、更新の防火水槽については、緊急防災・減災事業債の適用が可能です。緊急防災・減災事業債の適用期間が終了した後も計画的に新規整備等を実施するためには、消防防災施設整備費補助金の活用を検討していかなければなりません。しかし、昨今の人件費の高騰などにより、消防水利整備事業費についても高騰傾向にあり、補助基準額と実際の事業費との乖離は大きく、十分な財源が確保されているとは言えない状況です。このことから、消防防災施設整備費補助金の基準額の見直しを図るよう、国に働きかけることを強く要望いたします。

さらに、既存防火水槽の補強については、緊急防災・減災事業債の適用対象外であり、撤去については、消防防災施設整備費補助金の補助対象外とされているため、柔軟に活用できない状況です。このことから、既存防火水槽の補強及び撤去について、消防防災施設整備費補助金の対象とするよう国への働きかけを強く要望いたします。

[所管課] 消防局 総務部 企画課

1 2 . 下水道施設の改築への国費負担の継続及び改築事業予算の確保について

[課 題]

兵庫県を事業主体として、武庫川の水質保全及び流域市街地における汚水、雨水の広域的な処理を目的とする流域下水道事業、また、安定的・経済的な処理を行うことを目的とし、阪神間の各自治体の公共下水道から発生する汚泥と武庫川流域下水道から発生する汚泥を集約する流域下水汚泥処理事業の推進を行っていただいております。

武庫川下流域下水道については昭和 44 年度から、武庫川上流域下水道については昭和 53 年度から、流域下水汚泥事業については、平成元年度から供用を開始していることから、老朽化が進行しており、今後改築更新時期を迎え、多くの事業費が必要となってまいります。

しかしながら、令和元年度に開催された財政制度等審議会において、下水道事業については、施設ごとの公共性も踏まえ、使用料収入を適切に確保し、管渠等に係る公費投入の効率化を図るべきとの指摘がありました。また、令和 3 年度より、汚水管及び合流管の改築の交付範囲が縮小されました。

[要 望]

下水道は、使用者はもとより、浸水防除、地域の公衆衛生の確保や、公共下水水域の水質保全、大規模地震時におけるトイレ機能の確保等、不特定多数に便益が及ぶものであり、極めて公共性が高い役割を担っており、仮に、下水道に係る管路施設はもとより機械電気設備を含めた下水道施設全般に関する改築への国庫支援がなくなった場合、流域市では流域下水道事業費の負担金の増加に伴う財源不足を補うため著しく高額な下水道使用料を徴収せざるを得なくなり、市民生活や社会経済活動等に大きな影響がでることは避けられません。

一方、下水道使用料の大幅な引上げについて理解が得られず、施設の改築が進められなくなった場合、汚水管破損による汚水の流出や道路陥没の発生、さらに下水処理の機能停止によるトイレの使用停止など、住民生活に重大な影響が及ぶことが懸念されます。

市民生活の維持や、下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、流域下水道に係る下水道施設の改築に対して、現行の国費負担の継続に努めていただけますよう要望いたします。

また、下水道事業が持続可能なインフラとして社会活動に寄与していくために、今後増大が見込まれる老朽化対策を踏まえ、改築事業費に係る予算の確保を併せて要望いたします。

[所管課] 上下水道局 下水道部 下水計画課

1 3. 栄養教諭の定数配置の拡充について

[課 題]

小学校及び中学校の県費負担栄養教諭の配置基準は、児童生徒数が 550 人以上の単独調理場に 1 人、549 人以下の単独調理場うち 4 分の 1 に 1 人となっており、現状では、一部の栄養教諭等に、未配置校から食育や栄養指導相談、アレルギー対応に係る相談、給食試食会への講師等依頼があり、これらの対応により十分に所属校での責務が担えない状況も生じてきています。また、食育の推進において栄養教諭配置校と未配置校との学校間格差が生じる結果となり、その解消が必要です。

さらに、学校におけるアレルギー対応の充実のためには、効果的な給食管理の在り方など、栄養教諭と養護教諭が連携し、その専門性を活かし校内体制を構築する必要があります。栄養教諭未配置校では、養護教諭や食育担当教諭がその責務を担うなど、業務過重となっている学校もあり、その対策も喫緊の課題です。

[要 望]

食育のより一層の推進及び学校における食物アレルギー対応の充実のため、栄養教諭が全校に配置されるよう義務標準法における栄養教諭の定数拡充を要望いたします。

[所管課] 教育委員会 教育総括室 教育職員課
学校給食課

14. 特別な配慮を要する児童・生徒の支援に係る教職員などの配置について

[課 題]

本市の小・中学校には、通常の学級に在籍する LD・ADHD 等、発達障害の児童生徒が年々増加する傾向にあります。特別支援教育コーディネーター、通級による指導を行う学校生活支援教員、特別支援教育支援員が配置されていますが、支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに対して、十分な体制であるとは言えません。

[要 望]

通常の学級に在籍している LD・ADHD 等の児童生徒への校内支援体制を確立するため、加配教員による専任の特別支援教育コーディネーターの配置を強く要望いたします。また、通級による指導を行う教員（学校生活支援教員）について、より一層充実した配置が図られるよう強く要望するとともに、特別支援教育支援員についても増員できるよう要望いたします。

[所管課] 教育委員会 学校教育部 特別支援教育課